

○文部科学省令第三十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第七条〔略〕

2 〔略〕

3 既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（最後に受けた高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍。以下同じ。）を変更した者を除く。）が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとする場合においては、第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その受験願書に、同号に掲げる書類又は前項に規定する他の証明書を添えることを要しない。

4 〔略〕

附則

（施行期日）

第一条〔略〕

2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定（同令第一百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

第七条〔同上〕

2 〔同上〕

3 既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（最後に高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍。以下同じ。）を変更した者を除く。）が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとする場合においては、第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その受験願書に、同号に掲げる書類又は前項に規定する他の証明書を添えることを要しない。

4 〔同上〕

附則

（施行期日）

第一条〔同上〕

2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

第三条 第七条第三項、第九条第二項及び第十条から第十二条までの規定は、前条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）

第三条 第七条第三項、第九条第二項及び第十条から第十二条までの規定は、前条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）

を受検した者についても適用する。この場合において、第七条第三項中「既に高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「既に附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）」と、「一以上の試験科目」とあるのは「一以上の附則第七条の表の上欄に掲げる科目」と、「最後に受けた高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧検定又は高等学校卒業程度認定試験のうち最後に受けたもの」と、「当該試験科目」とあるのは「当該科目に相当する同表の下欄に掲げる試験科目」と、第十条第一項中「認定試験合格者」とあるのは「旧規程第八条第一項に規定する資格検定合格者（以下「資格検定合格者」という。）」と、同条第二項中「認定試験合格者」とあるのは「資格検定合格者」と、同条第三項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第八条第二項に規定する資格検定科目合格者（以下「資格検定科目合格者」という。）」と、同条第四項中「認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定科目合格者」と、同条第五項中「試験科目」とあるのは「受検科目」と、第十二条第一項中「高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧検定」と、「受験」とあるのは「受験」と、「その試験」とあるのは「その資格検定」と、同条第三項中「認定試験合格者及び認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定合格者及び資格検定科目合格者」とする。

第四条 次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。

イ 〔略〕	ロ 地理、歴史又は公共のうちから受験者が選択した一科目
ハ・ニ 〔略〕	

を受検した者についても適用する。この場合において、第七条第三項中「試験科目」とあるのは「附則第七条の表の上欄に掲げる科目」と、第十条第一項中「認定試験合格者」とあるのは「附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者（以下「資格検定合格者」という。）」と、同条第二項中「認定試験合格者」とあるのは「資格検定合格者」と、同条第三項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第八条第二項に規定する資格検定科目合格者（以下「資格検定科目合格者」という。）」と、同条第四項中「認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定科目合格者」と、同条第五項中「試験科目」とあるのは「資格検定科目合格者」と、第十二条第一項中「高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧規程による大学入学資格検定」と、「受験」とあるのは「受験」と、「その試験」とあるのは「その資格検定」と、同条第三項中「認定試験合格者及び認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定合格者及び資格検定科目合格者」と読み替えるものとする。

第四条 次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。

イ 〔同上〕	ロ 世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した一科目
ハ・ニ 〔同上〕	

<p>一 国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに旧盲学校及び聾唖学校令による盲学校及び聾唖学校の中等部を含む。）の第四学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>二 国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間において授業を行う課程を除く。）の第二学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>三 国民学校高等科修了を入学資格とする夜間において授業を行う中等学校の課程の第三学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>四 師範学校予科の第二学年を修了した者</p> <p>五 元師範学校本科第一部の第二学年を修了した者</p> <p>六 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第四学年を修了した者</p> <p>七 省令第六十三号第二条及び第五条の規定によりこの項の一から六までに規定する者と同一の取扱いを受ける者</p> <p>八 旧高等学校令に基づく旧高</p>	<p>イ 国語</p> <p>ロ 地理、歴史又は公共のうちから受験者が選択した二科目</p> <p>ハ 数学</p> <p>ニ 科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから受験者が選択した二科目</p>
--	--

<p>一 国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに旧盲学校及び聾唖学校令による盲学校及び聾唖学校の中等部を含む。）の第四学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>二 国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間において授業を行う課程を除く。）の第二学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>三 国民学校高等科修了を入学資格とする夜間において授業を行う中等学校の課程の第三学年を修了し、又は卒業した者</p> <p>四 師範学校予科の第二学年を修了した者</p> <p>五 元師範学校本科第一部の第二学年を修了した者</p> <p>六 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第四学年を修了した者</p> <p>七 省令第六十三号第二条及び第五条の規定によりこの項の一から六までに規定する者と同一の取扱いを受ける者</p> <p>八 旧高等学校令に基づく旧高</p>	<p>イ 国語</p> <p>ロ 世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した二科目</p> <p>ハ 数学</p> <p>ニ 科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから受験者が選択した二科目</p>
--	---

等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による高等学校高等科入学資格試験に合格した者

九 旧高等学校令に基づく旧高等学校規程（昭和十八年文部省令第二十七号）に基づき、文部大臣において高等学校高等科の入学に関し中学校第四学年を修了した者と同等以上の学力がある者と指定した者

十 青年学校本科の第二学年を修了した者

十一 旧青年学校令施行規則（昭和十四年文部省令第二十四号）第三十二条第一号の規定により文部大臣の指定した課程を修了した者

第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による高等学校高等科入学資格試験に合格した者

九 旧高等学校令に基づく旧高等学校規程（昭和十八年文部省令第二十七号）に基づき、文部大臣において高等学校高等科の入学に関し中学校第四学年を修了した者と同等以上の学力がある者と指定した者

十 青年学校本科の第二学年を修了した者

十一 旧青年学校令施行規則（昭和十四年文部省令第二十四号）第三十二条第一号の規定により文部大臣の指定した課程を修了した者

備考 この表に掲げる試験科目のうち次に掲げるものを選択する場合には、それぞれいずれか一科目に限るものとする。

イ 世界史A又は世界史B

ロ 日本史A、日本史B、地理A又は地理B

第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

2 4	[略]	[略]	世界史、世界史A、世界史B、日本史、日本史A又は日本史B	[略]
			歴史	[略]
2 4	[略]	[略]	人文地理、地理A、地理B又は地理	地理
			一般社会、時事問題、社会若しくは現代社会のいずれか一科目又は倫理・社会若しくは倫理及び政治・経済の二科目	公共

第六条 旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業課程

2 4	[同上]	[同上]	世界史A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）に係る教育課程に係るものに限る。）							世界史A	[同上]
			世界史、世界史A（前項に掲げるものを除く。）又は世界史B							世界史B	
			日本史A							日本史A	
			日本史又は日本史B							日本史B	
			地理A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒に係る教育課程に係るものに限る。）							地理A	
			人文地理、地理A（前項に掲げるものを除く。）、地理B又は地理							地理B	
			一般社会、時事問題、社会又は現代社会							現代社会	
			倫理・社会又は倫理							倫理	
			政治・経済							政治・経済	
			[同上]							[同上]	

第六条 旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業課程

度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

〔略〕	〔略〕
国民科歴史又は歴史	歴史
〔略〕	〔略〕

第七条 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

〔略〕	〔略〕
世界史、世界史A、世界史B、日本史、日本史A又は日本史B	歴史
人文地理、地理A、地理B又は地理	地理

度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

〔同上〕	〔同上〕
国民科歴史又は歴史	日本史B
〔同上〕	〔同上〕

第七条 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

〔同上〕	〔同上〕
世界史A	世界史A
世界史又は世界史B	世界史B
日本史A	日本史A
日本史又は日本史B	日本史B
地理A（平成八年四月一日以後に行われた旧検定に係るものに限る。）	地理A
人文地理、地理A（前項に掲げるものを除く。）、地理B又は地理	地理B

公民	地理歴史		国語	試験科目の属する教科	第一欄
公共	歴史	地理	国語	試験科目	第二欄
公共	歴史総合	地理総合	現代の国語及び言語文化	高等学校の科目	

別表（第四条及び第五条関係）

〔略〕	一般社会、時事問題、社会若しくは現代社会のいずれか一科目又は倫理・社会若しくは倫理及び政治・経済の二科目
〔略〕	公共

公民	地理歴史						国語	試験科目の属する教科	第一欄
現代社会	地理B	地理A	日本史B	日本史A	世界史B	世界史A	国語	試験科目	第二欄
現代社会一科目又は倫理及び政治・経済	地理B	地理A	日本史B	日本史A	世界史B	世界史A	国語総合	高等学校の科目	

別表（第四条及び第五条関係）

〔同上〕	政治・経済	倫理・社会又は倫理	一般社会、時事問題、社会又は現代社会
〔同上〕	政治・経済	倫理	現代社会

備考 表中の「」の記載は注記である。	外国語	〔略〕	数学		
	英語	〔略〕	数学		
		〔略〕			
	英語コミュニケーション 又は学校設定 科目として設 けられた英語 以外の外国語	〔略〕	数学Ⅰ		
	外国語	〔同上〕	数学		
	英語	〔同上〕	数学	政治・経済	倫理
		〔同上〕		の二科目	
	コミュニケーション 又は学校設定 科目として設 けられた英語 以外の外国語	〔同上〕	数学Ⅰ又は工 業数理基礎	政治・経済	倫理

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項、附則第一条第二項及び附則第三条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則（附則第六条において「新規則」という。）第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第四条及び附則第六条において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定（同令第一百三十一条及び第一百三十五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(経過措置)

第二条 「略」

一 数学及び理科 平成二十四年四月一日以後に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次号において同じ。)に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条の規定(同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。))により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者

二 「略」

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則(以下「旧規則」という。)別表第一欄に定める試験科目について、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)の高等部を含む。以下この条及び次条において同じ。)において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者(平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

改正前

附則

(経過措置)

第二条 「同上」

一 数学及び理科 平成二十四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者

二 「同上」

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則(以下「旧規則」という。)別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者(平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。)に係る教育課程の科目を修得した者に限る。)に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄

中欄

下欄

上欄

中欄

下欄

備考 表中の「」の記載は注記である。	英語	国語	上欄	<p>第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。</p>	理科総合	科学と人間生活	〔略〕
	オーラル・コミュニケーションⅠ又は英語Ⅰ	国語表現Ⅰ	中欄		〔略〕	理科基礎、理科総合A又は理科総合B	〔略〕
	英語	国語	下欄		〔略〕	〔略〕	
	英語	国語	上欄	<p>第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。</p>	理科総合	総合理科、理科基礎、理科総合A又は理科総合B	〔同上〕
	オーラルコミュニケーションⅠ	国語表現	中欄		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	英語	国語	下欄		〔同上〕	〔同上〕	

(経過措置)

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。以下この条において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	国語	中欄	国語総合	下欄	国語
世界史A、世界史B、日本史A又は日本	世界史A、世界史B、日本史A又は日本	歴史			

史B	地理A又は地理B	現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	数学
史B	地理A又は地理B	現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	工業数理基礎
	地理	公共	数学

第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者（平成二十五年四月一日から令和四年三月三十一日まで）に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成二十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語	上欄
コミュニケーション英語Ⅰ	中欄
英語	下欄

第五条 この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目のうち次の表の上欄に掲げるものについて合格点を得た者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	国語	世界史A、世界史B、日本史A又は日本史B	地理A又は地理B
下欄	国語	歴史	地理

現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目

公共

英語

英語

第六条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、この省令の施行の日前に高等学校において次の表の上欄に掲げる新規別表第一欄に定める試験科目に相当する次の表の中欄に掲げる科目を修得した者（令和四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

地理	国語	上欄
地理総合	現代の国語及び言語文化	中欄
地理A	国語	下欄

英語	公共	歴史
英語 コミュニケーション I	公共	歴史総合
英語	現代社会	世界史A